

利用促進認定申請における必要な書類等について

次の点にご注意のうえ、申請をしてください。

1 申請書類

補助金申請をされる方については、補助対象認定の申請をしていただくため、補助対象者認定申請書及び収入状況等申告書の提出が必要となります。

次頁の表を確認のうえ、該当する3ヶ月間の収入（預貯金通帳等）、必要経費（領収書等）のわかる書類をご持参ください。

不足書類がありますと、受付できない場合がありますのでご了承ください。

2 補助額

サービス利用月に係る利用者負担額合計（1割負担分。ただし、減免を受けている場合は減免後の額とし、高額介護〈介護予防〉サービス費を除く。）から3,000円を差し引いて得た額の2分の1に相当する額（1円未満切捨て）。

3 補助金交付の対象とならない事例

この補助金の支給対象者は、世帯員の人数や年齢・収入状況などにより決定されます。

次の事例に該当する場合には、補助金交付の対象とならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（事例1）住民登録上は世帯分離をしていて、実際は息子（娘）の家族と同居（隣接して住居がある場合を含む）している場合など。

（事例2）障害年金や遺族年金などの非課税年金を一定額以上受給している場合や、収入があるのにもかかわらず確定申告していない場合など。

4 世帯の収入状況が変更になった場合

補助の対象となる居宅サービス利用期間内（認定通知書の有効期間内）に世帯の収入状況が変更になった場合は、速やかに届け出てください。

5 その他 申請書類等の記入について

- ・ 申請書類等の記入について、申請者及び請求者欄は被保険者本人が署名し、又は被保険者本人名で記名押印してください。
- ・ 補助対象者として認定された場合、認定通知書は補助対象者期間中、保管してください。

利用月と申請に必要な書類等の関係

	1 月利用分	2 月利用分	3 月利用分	4 月利用分	5 月利用分	6 月利用分
基準月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
右の 3 ヶ月間の収入や必要経費等のわかる書類を持参してください	(11 月分)	(12 月分)	(1 月分)	(2 月分)	(3 月分)	(4 月分)
	(12 月分)	(1 月分)	(2 月分)	(3 月分)	(4 月分)	(5 月分)
	(1 月分)	(2 月分)	(3 月分)	(4 月分)	(5 月分)	(6 月分)
申請締切	4 月末	5 月末	6 月末	7 月末	8 月末	9 月末

	7 月利用分	8 月利用分	9 月利用分	10 月利用分	11 月利用分	12 月利用分
基準月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
右の 3 ヶ月間の収入や必要経費等のわかる書類を持参してください	(5 月分)	(6 月分)	(7 月分)	(8 月分)	(9 月分)	(10 月分)
	(6 月分)	(7 月分)	(8 月分)	(9 月分)	(10 月分)	(11 月分)
	(7 月分)	(8 月分)	(9 月分)	(10 月分)	(11 月分)	(12 月分)
申請締切	10 月末	11 月末	12 月末	1 月末	2 月末	3 月末

【基準月とは】

4 月から 9 月まで又は 10 月から翌年 3 月までの期間の区分に応じ、それぞれの期間における最も早い居宅サービスの利用月（当該月が、介護保険居宅サービス利用促進事業補助対象者認定申請を行った日が属する月の 4 箇月以前の月である場合には、当該申請を行った日が属する月の 3 箇月前の月）。